JCB会員30名様限定

宝塚歌劇月組公演鑑賞と
東京ドームホテルでフランス料理の昼食



©宝塚歌劇

ルナティック・シアター

『天穹のアルテミス』

作・演出／大野 拓史

1970年代初頭。人類が初の月面着陸を果たした数年後。アメリカ航空宇宙局に所属する宇宙飛行士オスカーは、次期ミッションであるアポロ18号の乗員に選ばれ、月面に降り立つ日を夢見て訓練に励んでいた。ある時、女性宇宙飛行士を育成する計画が持ち上がり、女性パイロットによる航空レースで優勝したミラーナを始めとした入賞者が候補に選ばれる。正規の試練を突破して宇宙飛行士となった男達は憤り、仲間を代表してベテランのオスカーが抗議するものの、莫大な予算を必要とするアポロ計画が国民の関心を集め続けるには、目新しい要素が必要であると一蹴される。やがてミラーナ達が訓練に合流。反発し合いながらも、共に厳しい訓練に臨む中で、オスカーはミラーナの月にかける想いに共感し、次第に心を通わせて行く。しかし突然、ミラーナがスパイ容疑で拘束されてしまい……。

架空の宇宙飛行士を主人公に、月に夢を託した人々の希望と葛藤を描くミュージカル作品。半世紀の時を経て、人類が再び月へ降り立とうとする今、月組も月へ舞い降りる。

レヴュー ロマン

『Belle Époque（ベル エポック）』

作・演出／稲葉 太地

Belle Époqueとは、美しい時代――。1900年にフランスのパリで開催された万国博覧会を頂点とした、19世紀末から1914年にかけてパリを中心に花開いた華やかな文化を指す。

今も変わらぬ美しいパリが始まった頃の街中のスケッチを通して、時に甘く、時に刺激的な構成で、鳳月杏率いる月組の“美しい心”を、様々な楽曲に乗せて繊細に描き上げるレヴュー。

出演：鳳月 杏、
天紫 珠李　ほか

東京ドームホテル「ドゥ ミル」の現代風フランス料理昼食付



東京ドームホテル「ドゥ ミル」店内（イメージ）



東京ドームホテル「ドゥ ミル」の昼食（イメージ）

旅行代金

SS席プラン

おひとり様（税込）
41,000円

1階席前から7列目以内を保証
座席位置はお選びいただけません。

出発日 2027年3月14日（日）（日帰り）

行 程 12:10東京駅出発(丸の内南口) 12:30頃**東京ドームホテル「ドゥ ミル」**(素材を生かした現代風フランス料理の昼食)**東京宝塚劇場** **宝塚歌劇月組公演鑑賞**(15:30開演) 19:00東京駅着・解散

…バスにて移動となります。

発着地	出発	解散予定
東京駅 丸の内南口	12:10	19:00

■集合・解散地:東京駅　■利用バス会社:はとバス　■食事条件:昼1回
■最少催行人員:20名様
■添乗員:同行いたしませんが、バスガイドがご案内します。

東京ドームホテル「ドゥ ミル」

クラシックな手法をアレンジし、素材を生かした現代風フランス料理をご用意しております。彩りや盛り付けといった見た目や香りだけではなく、使用する食器まで細かい部分にまで気を配ることで、お客様に「特別感」や「非日常」を味わっていただきたいと願っております。

※チケット単体のお申し込みは承っていません。　※3歳以下のお子さまはご参加いただけません。
※上演時間は、幕間休憩を含めて約3時間です。

募集型企画旅行「旅行条件書(要約)」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1、募集型企画旅行契約
この旅行は、(株)はとバス(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
(株)はとバス(東京都知事登録旅行業 第2-2379号)東京都大田区平和島5-4-1

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)当社又は当社受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
(2)当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
(3)募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。
通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

●宿泊付旅行

旅行代金	お申込金
30,000円未満	6,000円
60,000円未満	12,000円
100,000円未満	20,000円
150,000円未満	30,000円
150,000円以上	旅行代金の20%

●日帰り旅行他

旅行代金	お申込金
10,000円未満	3,000円
30,000円未満	6,000円
30,000円以上	9,000円

3、お申込み条件
(1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3)特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
(4)お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担になります。
(5)お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いただきます。

5、旅行代金について
(1)参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はおとな代金、満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
(2)旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したもの)
①運送機関の運賃・料金 ②宿泊代金 ③食事代金 ④観光に係る代金 ⑤団体行動中の心付 ⑥添乗員経費 ⑦その他旅行代金に含まれる旨表示したもの
上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7、旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前 にあたる日より前にお客様に通知します。

8、お客さまの交替
お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9、取消料
(1)旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いただきます。(契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします)また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまから1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以降の解除(③～⑧を除く)	旅行代金の 20%	無料
③10日目に当たる日以降の解除(④～⑧を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑧を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2)お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10、当社による旅行契約の解除
①お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
a、お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c、お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d、お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e、お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
f、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

11、添乗員
(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(2)添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
(3)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
(4)個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。

12、当社の責任及び免責事項
(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
(2)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
(3)お客さまが次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難
⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

13、特別補償
(1)当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
当社が第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(2)お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14、お客さまの責任
(1)お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(2)お客さまは、旅行開始後において、万一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15、旅程保証
(1)当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。
(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3)当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日までにお客さまに通知した場合	旅行開始日以降にお客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトルや中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、
その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注2)④又は⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、
1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注3)⑦に掲げる変更については、①～⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。

16、その他
(1)お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
(2)お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
(3)土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

17、旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2026年9月1日を基準としています。また、旅行代金算出は2026年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

★確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

●国内旅行傷害保険加入のおすすめ　安心してご旅行をしていただくため、お客さま自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

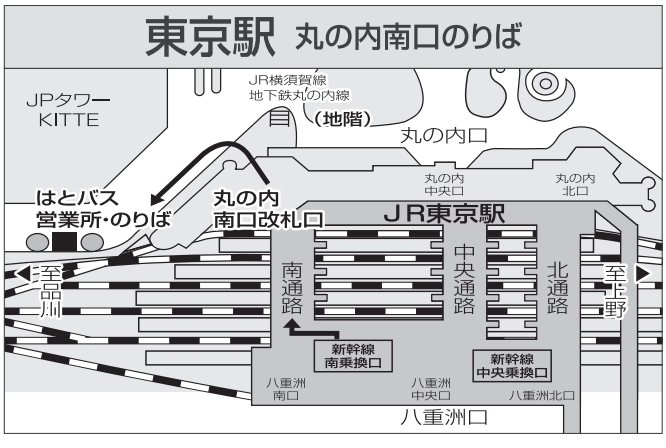
個人情報の取扱いについて

(1)株式会社はとバス(以下「当社」という)及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社(以下「販売店」という)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、当社及び販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社及び当社のグループ企業は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまへのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
(3)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。
(4)上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(https://www.hatobus.co.jp/)でご確認ください。

バス車内は禁煙です。皆様のご協力をお願いいたします。

地球温暖化防止のため、待ち時間はアイドリング・ストップを実施し、バスの冷房・暖房を停止します。ご了承下さい。
バス乗車中はシートベルトの装着にご協力下さい。

旅行企画・実施 **株式会社はとバス**
東京都知事登録旅行業第2-2379号(一社)全国旅行業協会正会員
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1



ツアーに関するお申し込み・お問合せはJCBトラベルデスクへ

受付時間10:00AM~6:00PM 日・祝・年末年始休
※JCBトラベルからお客様へご連絡する際の発信者番号は下のフリーダイヤルとなります。
※下のフリーダイヤルにおかけになると自動音声でご案内します。ガイダンスに従ってメニュー番号をご入力ください。

JCBトラベルデスク ザ・クラス専用ダイヤル
0120-308-155 ※JCBザ・クラスのお客様はお住まいの地域にかかわらず、専用ダイヤルへお電話ください。

JCBトラベルデスク
東京 **0120-950-347**　大阪 **0120-950-348**

※愛知県・岐阜県・富山県から西にお住まいの方は大阪へ、それ以外の方は東京へお電話ください。

受託販売 株式会社JCBトラベル
観光庁長官登録旅行業第1822号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
本社営業所　東京都豊島区高田3-13-2　高田馬場TSビル 〒171-0033
総合旅行業務取扱管理者:市川 育広
大阪支店営業所　大 阪府大阪市中央区北浜東4-33　北浜 NEXU BUILD 〒540-0031
総合旅行業務取扱管理者:広瀬 直子

旅行業公正取引協議会会員

●総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。